

亀山市告示第48号

亀山市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者」の次に「又は事実上の婚姻関係にある者（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。）」を加える。

第5条第1項第2号中「第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の亀山市不育症治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以後に治療が終了した不育症治療について適用し、同日前に治療が終了した不育症治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。